

熊本県林道編入要領

第1 趣旨

近年、森林の持つ多面的機能の高度発揮が期待され、そのための森林整備の重要性が高まっている。そのような中、林道はもとより森林整備の効率的な実施に欠かせない作業道等による林内道路新設が多くなり、作業道等を抜きにした森林、林業経営は困難となっている。

作業道等は原則として永久道路としての管理は考えられていないが、実態としては林道を補完し、将来にわたって道路として維持管理を行うことが効率的な森林整備の推進、地域林業の振興に寄与すると考えられる場合があるため、そのような作業道については林道として管理することが必要となっている。

そこで、林道として管理するためには林道台帳に登載する必要があることから、本要領により作業道等が林道として必要な条件を充たしているかどうかの審査基準等を定めるものである。

第2 審査基準

林道台帳に登載されると改築、改良、舗装、林道施設災害復旧事業等が国庫補助事業、交付金事業（以下「補助事業等」とする）の対象として計画されることが予想されるため、以下の条件を具備していることとする。

- (1) 地域森林計画に「開設すべき林道」として登載されている路線、民有林林道網整備計画に登載されている路線であること。
- (2) 保安林等許認可事務が必要な路線については諸手続が完了していること。
- (3) 国、県の補助金、交付金（以下「補助金等」とする）を受けて作業道等を開設したものは、その補助金等の目的を達成した後であり、目的外使用について補助金等を主管する知事等の承諾を得たもの。
- (4) 自力施工により開設した作業道等については、概ね5年を経過していること。
- (5) 開設後、作業道等が国、県の補助金等を受けずに良好な維持管理が行われていること。
- (6) 規格構造が林道規程（平成14年3月13林整整第812号林野庁長官通知）に適合していること（別表1）。

第3 協議等

既設作業道等の林道への編入に際しては次の関係書類を作成し、所管の地域振興局長（以下「局長」とする）を経由して知事に協議を行うものとする。

- (1) 林道への編入協議書（第1号様式）
- (2) 路線の実態調査書（第2号様式）

- (3) 道路開設後の維持管理経費投入状況表 (第 3 号様式)
- (4) 保安林等許認可事務の伴う路線では、その許認可証の写し
- (5) 補助事業等で開設した場合、目的外使用に対する知事等の承諾書
- (6) 平面図、縦断図、横断図、位置図 (国土地理院発行の 5 万分の 1 地形図) 及び、森林計画図 (林班入り) に利用区域を図示したもの。
- (7) 路線の状況写真 (幅員、曲線半径、縦断勾配等が確認できるようにスケール等を当てて撮影する)

第 4 副申

前項の規定に基づく協議書を受理した局長は現地及び関係書類を調査し、内容が適当と認められる場合には調査報告書 (第 4 号様式) を添付して知事に副申するものとする。

第 5 同意

知事は協議書を受理し、審査の上、内容が適当と認められる場合はこれを同意し、その旨を市町村長に通知するものとする。

第 6 林道台帳への登載

市町村長は、前項の規定に基づく同意書の通知があった場合は民有林林道台帳作成要領 (平成 15 年 10 月 9 日付け 15 林整整第 450 号) に基づき、速やかに林道台帳に登載するものとする。

第 7 その他

本要領で記載している「作業道等」とは、道路台帳に登載された道路、農道台帳に登載された農道、既に林道台帳に登載されている林道以外の道路を指すものとし、それら道路、農道、林道については林道への編入の対象としない。

なお、補助事業等を受けて開設した路線、林道に係る地方債の起債により事業を実施した路線以外のものは、本要領に基づき林道への編入手続きを実施するものとする。

(付 則)

(昭和 56 年 9 月 4 日 林土第 890 号)

この審査基準は、昭和 56 年 9 月 4 日から施行する。

(昭和 59 年 5 月 8 日 林土第 184 号)

この審査基準は、昭和 59 年 5 月 8 日から施行する。

(昭和 63 年 10 月 25 日 林振第 843 号)

この審査基準は、昭和 63 年 10 月 25 日から施行する。

(平成 18 年 1 月 26 日 林振第 996 号)

この要領は、平成18年 1月26日から施行する。

なお、昭和63年10月25日付け林振第843号で通知した審査基準は廃止する。

別表1 林道編入のための審査基準、内容等

区分	自動車道1級(1車線)		自動車道2級		自動車道3級	備考
1 設計速度	30km	20km	30km	20km	20km	
2 幅員	4.5～5.0m	4.5～5.0m	3.5～4.0m	3.5～4.0m	2.4～3.0m	
3 車道幅員	4.0m	4.0m	3.0m	3.0m	2.0又は1.8m	
4 路肩幅員	0.5(0.25)m	0.5(0.25)m	0.5(0.25)m	0.5(0.25)m	0.5又は0.3(0.25)m	
5 建築限界						建築限界が確保されているか
6 曲線半径	30(20)m以上	15m以上	30(20)m以上	15(12)m以上	15(6)m以上	最小曲線半径を満たさない場合、標識、カーブミラー等が設置されているか
7 曲線部片勾配	8%以下	8%以下	8%以下	8%以下	8%以下	
8 拡幅						林道規程の拡幅量が確保されているか
9 緩和区間	8m	8m	8m	8m	4m	
10 視距	30(15)m以上	20(15)m以上	30(15)m以上	20(15)m以上	20(15)m以上	
11 縦断勾配	9(12)%以下	9(14)%以下	9(12)%以下	9(14)%, 100m以内に限り 16%以下	9(14)%, 100m以内に限り 18%以下	利用形態が専ら森林施業の場合 3級 設計速度20km 9%を7%に読替える 加えて舗装等を実施している場合 1級 設計速度20km 9%を12%に読替える 2級 設計速度20km 9%を12%に読替える
12 縦断曲線	R=250m以上	R=100m以上	R=250m以上	R=100m以上	R=100m以上	
13 縦断曲線長	30m以上	20m以上	30m以上	20m以上	20m以上	
14 横断勾配	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	5.0%以下	舗装道の場合は1.5%以上2.0%以下とする
15 合成勾配	12(14)%以下	12(14)%以下	12(16)%以下	12(16)%以下	12(18)%以下	
16 鉄道との平面交差						交差角、見とおし区間等の基準を満たしているか
17 切土勾配等			切土3～8分 盛土 1割2分～1割5分	切土3～8分 盛土 1割2分～1割5分	切土3～8分 盛土 1割2分～1割5分	
18 排水施設等						設置位置、構造等が適切か
19 待避所間隔	300m以内	300m以内	500m以内	500m以内	500m以内	設置間隔、構造等が適切か
20 車廻し						構造等が適切か

- 1 本表は、林道規程(平成14年3月13林整整第812号林野庁長官通知)に基づき作成したものである。
- 2 軽車道、単線軌道は原則として林道に編入しない。
- 3 本表の()内の数値は、やむを得ない場合に適用する。

第1号様式

林道への編入協議書

平成 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

協議者氏名

下記路線について、林道規程に基づく林道として林道へ編入し、林道台帳に登載したいので関係書類を添えて協議します。

記

路線名	幅員(m)	認定協議延長(m)	備考

添付書類

- 1 路線実態調査書
- 2 道路開設後の維持管理経費投入状況表
- 3 平面図、縦断図、横断図、位置図、利用区域図等
- 4 路線の状況写真
- 5 目的外使用に対する知事の意見書写し(補助事業等で開設した場合)

路線の実態調査書

路線名						路線場所					
利用 区 域 の 実 態		面積(ha)				蓄積(m3)					
		民有林	(部分林) 国有林	官行造林	計	民有林	(部分林) 国有林	官行造林	計		
	合計										
	内訳	針葉樹									
		広葉樹									
	制限林面積	ha		制限林の種類				官行造林 分収歩合			
	所有区分別 面積	県有林	市町村 有林	私有林							
	ha	ha	所有者数 人	面積 ha	私有林のうち最大所有者						
路線 に関する 関事項	開設年度	~		~		~		計			
	事業名										
	全幅員(m)										
	延長(m)										
	事業費(円)										
起終 点に 接続 する 道路 等 の 実 態	起 点				終 点						
	種 類	延 長 (km)	幅 員 (m)	自動車通 行の可否	種 類	延 長 (km)	幅 員 (m)	自動車通 行の可否			
現況の維持 管理主体				林道編入後の 維持管理主体							
林道起点か ら市場まで の距離	市場名				距 離	km					

道路開設後の維持管理経費投入状況表

市町村名:

路線名:

年度 経費負担者	年度	年度	年度	年度	年度	年度
市町村	千円	千円	千円	千円	千円	千円
森林組合						
その他						
計						

記入方法

- 1 市町村の場合は、予算に計上した該当路線分の維持管理経費に加え、役場所有のブルドーザ等により無料で維持管理している場合は金額に換算して計上する。
- 2 森林組合の場合も市町村の場合と同様に記載する。
- 3 その他については、利用者が無償で維持管理等を行ったものでも金額に換算して計上する。

調 査 報 告 書

路線名		調査年月日	
実態調査書記載事項の適否		適 否	
現地調査事項			
1	設計速度	km	2 幅員(全幅) m
3	車道幅員	m	4 路 肩 m
5	建築限界		
6	曲線半径	最大 m	最小 m
7	曲線部片勾配	%	8 視 距 m
9	縦断勾配	最急 %	最緩 %
	14%以上16%以下の連続使用		m
10	合成勾配	最大 %	11 横断勾配 %
12	鉄道との平面交差	有 無	
13	縦断曲線	R = m	
14	土羽勾配		法面勾配
15	排水施設(有、無)	待避所(有、無)	車廻し(有、無)
	側 溝(有、無)		
総合所見			